

# 「ふくおかの魚フェア」の実施に係る業務委託企画提案公募実施要領

標記事業を委託する事業者を選定するため、以下のとおり企画提案公募を実施します。

なお、本業務は、福岡県令和7年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、又は契約しない場合があることを予めご承知おきください。

## 1 目的

「ふくおかの魚フェア」の実施に係る業務を委託するにあたり、最も優れた提案を行った企業・団体を選定するためプロポーザルを実施する。

## 2 委託事業名

「ふくおかの魚フェア」の実施に係る業務委託

## 3 事業内容

- (1) フェアは、「①インバウンド向けフェア」、「②豊築・有明地域フェア」、「③首都圏フェア」の3項目を実施するもの
- (2) 各フェアにおいて、飲食店等で県産水産物を使用したメニューを消費者へ提供し、県産水産物をPRするもの
- (3) 積極的な広報活動により、当該フェアの周知を図るもの  
※詳細は業務委託仕様書のとおり

## 4 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 5 委託費

15,669,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 企画提案公募参加資格

受託を希望する事業者（提案者）は、次のすべての要件が備わっていること。

- ①福岡県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- ③福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号）に基づく指名停止期間中でない者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 7 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とします。

- ① 6の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- ② 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑤ その他、不正な行為があったとき。

## 8 企画提案公募スケジュールおよび手続き

### (1) 事業説明会

- ① 企画提案予定事業者は、原則として以下の事業説明会へ参加すること

日時：令和7年6月26日(木) 10時00分から

場所：福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）

- ② 参加者数は、各事業者2名までとする。
- ③ 参加者は、事前に説明会参加申込書（様式1）をメールにより15の問い合わせ先へ6月25日（水）17時15分までに送信すること。

### (2) 質問

- ① 質問事項がある場合には、質問書（様式2）に質問内容を明確に記載し、メールにより15の問い合わせ先へ7月1日（火）12時00分までに提出すること。

なお、送信後に15の問い合わせ先へ電話連絡をして必ず着信確認を行うこと。

電話及び口頭による質問は受け付けません。

- ② 質問に対する回答は、7月3日（木）を目処に県ホームページで公開します。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、質問の内容によっては回答しないこともあります。

### (3) 企画提案書

#### ① 提出書類

1	企画提案応募書	（様式3）	1部
2	誓約書	（様式4）	1部
3	企画提案書	（A4、任意様式）	10部
4	経費見積書	（任意様式）	10部
5	会社概要資料（従業員人数は必ず記載）		10部
6	役員名簿	（様式5）	1部

#### ② 提出期限

令和7年7月10日（木）17時15分必着

#### ③ 提出方法

持参又は郵送（FAXおよび電子メール不可）

※持参の場合の受付時間は、閉庁日を除いた平日の8時30分から17時15分までとする。

#### ④提出先

15の問い合わせ先に同じ。

#### ⑤企画提案書類に係る留意事項

企画提案書については次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。

##### ア)企画のコンセプト

記事やweb画面の案などを盛り込み、具体的なイメージが分かる内容

##### イ)事業実施計画、事業の実施体制、運営管理方法

委託業務のスケジュール、全体フロー、事業を管理する者の持つノウハウ等

##### ウ)委託事業を適切に実施するために必要な実績

当事業類似の事業等を企画・実施した実績（具体的に記述）

##### エ)事業者の概要に関する資料

オ)今回の企画提案にあたり、共同提案事業者等があれば併せて記載

なお、フェア開催回数や実施場所等が異なる3項目のフェアがあることから、「①インバウンド向けフェア」と「②豊築・有明地域フェア」の実施に要する合計の経費は全体経費のうち概ね8～9割程度、「③首都圏フェア」の実施に要する経費は全体経費のうち概ね1～2割程度としてください。

#### (5) 書面審査(一次審査)

事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行います。

書面審査可否通知：令和7年7月11日（金）（予定）

#### (6) 企画のプレゼンテーション(最終審査)

書面審査通過の事業者には、企画内容をプレゼンテーションしていただき、最終審査を行います。

①日時：令和7年7月17日（木）9時30分から

②場所：福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）

※審査当日は、提案公募時と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。

※その他詳細については一次審査通過者に改めて連絡するものとする。

#### (7) 受託者の決定

企画プレゼンテーションの審査結果により、受託予定者を決定します。

受託予定者決定通知：令和7年7月18日（金）（予定）

#### (8) 委託契約締結

令和7年7月下旬（予定）

### 9 事業者の選定について

#### (1) 選考方法

第一次審査（書面審査）を通過した企画提案書についてプレゼンテーションを行い、審査委員会において総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を選定します。

なお、第一次審査（書面審査）において企画内容に著しい差が見られた場合や、提案者が1者のみであった場合は、書面審査をもって最終審査とする場合があります。

#### (2) 主な審査項目

①計画の内容は、十分な成果が得られるものとなっているか。

- ②実現性の高い実施内容となっているか。
  - ③円滑な提案事業の実施に必要なノウハウがあるか。
- ※審査については非公開としますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提案者がいない場合の取扱い

企画提案書提出期限内に提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討します。また、中止の通知、再公募等については、ホームページにてお知らせします。

## 10 選定結果の通知

- (1) 審査結果は、すべての企画提案者に文書で通知します。
- (2) 審査の経緯や順位、得点等は公表しません。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けません。

## 11 契約の締結

9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結します。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとします。

協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとします。

## 12 契約について

選定された事業者（以下「受託者」）と委託契約を締結します。

- (1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と打合せを行うものとします。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とします。
- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとします。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還とします。

また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合や、過去2年間の間に県若しくは他の地方公共団体と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等など、契約保証金が減免される場合があります。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（会場費、人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合や飲食費や、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とします。

- (4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとします。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

### 1 3 事業報告

委託期間満了後、速やかに業務報告書を提出ください。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など収支を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

### 1 4 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とします。
- (2) 6の参加要件を満たさない者が提出した企画提案書等や虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更を認めません。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部水産局水産振興課に帰属するものとします。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- (7) 選定された提案者の企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。
- (8) プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。
- (9) プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

### 1 5 書類の提出先および問い合わせ先

福岡県農林水産部水産局水産振興課 養殖内水面係 梨木  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
TEL : 092-643-3563 FAX : 092-643-3567  
メール : [suisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:suisan@pref.fukuoka.lg.jp)